

公 告

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を随意契約の候補者として選定する。（プロポーザル方式で実施する）

令和6年12月12日

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理事長 行 松 英 明

1. プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

特別養護老人ホーム光明荘における給食委託業務

(2) 業務目的

高齢者福祉施設等における給食業務を、専門業者に委託することにより、その専門知識及びノウハウ等を活用して、食事サービスの向上と経費削減を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

提案による、令和7年9月30日までで最短受託可能日から令和9年3月31日まで

※契約開始日については最短で受託が可能な日にちを提案すること。

ただし、適正に業務が履行されていれば、単年度ごとに契約を継続する。契約内容が適正に履行されない場合は当該契約期間を変更することもある。

(4) 履行場所

特別養護老人ホーム光明荘

※上記施設の詳細については、別添仕様書に記載する。

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 高齢者福祉施設（特養・老健・療養型・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）の厨房、または有床病院の厨房において調理を行い、食事提供した受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開

始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条による改正前の商法第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 最近1事業年度の府税、消費税及び地方消費税を完納している事業者であること。
- (8) 今回の公募型プロポーザルにおける最終選考結果が決定するまでの期間において、次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
 - ①各都道府県等が定める入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する事業者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められた者を除く。)
 - ②各都道府県等が定める暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する事業者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められた者を除く。)
 - ③社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団との契約において、不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。但し、企画見積書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した事業者を除く。
- (9) 応募の日現在において、3年以上の営業経験を有し、かつ、参加を希望する契約業務を目的としていることが、商業登記簿謄本により確認できること。

3. 担当者等

〒562-0012 大阪府箕面市白鳥三丁目5番50号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 事務局 企画指導グループ 吉田、吉野
電話番号 072-724-8166
メールアドレス kikaku-daihyou@osj.or.jp

4. 現地確認について

- (1) 現地確認を希望する場合は現地確認参加申し込みの用紙に参加可能な時間すべてに○を記入の上、メールに添付し、申し込みを行う。
申し込み期限 12月17日(火)午後3時まで
メールアドレス kikaku-daihyou@osj.or.jp
- (2) 現地確認を希望する業者について、12月23日(月)の法人が指定する時間に行う。
- (3) 各社30分程度厨房レイアウト・動線等の確認のみとする。

5. プロポーザル参加申請書の提出書類、提出期限、場所及び方法

- (1) プロポーザルに参加しようとする者は、次の①から④までに定めるところにより参加申請書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。なお、期間内に参加申請書の提出の無い者、参加申請書を提出したが審査結果が否の者については、その後の企画提案書の提出はできない。

① 提出書類

- ア) プロポーザル参加申請書 (様式 1)
- イ) 契約履行実績を確認できる資料 (契約書又は請書の写し)
- ウ) 直近 3 か月以内に発行された商業登記簿謄本(写し可)
- エ) 直近 3 か月以内に発行された納税証明書 (その 3 の 3)
- オ) 貸借対照表、損益計算書、及び利益金処分計算書 (任意様式)
- カ) パンフレット (会社概要がわかるもの)
- キ) 企画見積書・見積書明細 (様式 2, 3)
- ク) 企画提案書 (様式 4)
- ケ) 勤務シフト
- コ) 実施献立表 (2 カ月分)
- サ) 誓約書 (様式 5)

様式については大阪府社会福祉事業団のホームページの「入札公告」をクリック、ダウンロードし作成すること。 <http://www.osj.or.jp/index2.html>

② 提出期限

令和 7 年 1 月 14 日 (火) 午後 5 時必着

③ 提出場所

上記 3 に同じ

④ 提出方法

簡易書留による送付または持参

※持参の場合の受付は、令和 7 年 1 月 14 日 (火) の午前 9 時 15 分から午後 5 時までに限る。

- (2) 審査結果の可否については令和 7 年 1 月 22 日 (水) 中にメールにて通知する。

6. 選定要項および企画提案書にかかる様式等の交付について

(1) 交付日

令和 6 年 12 月 12 日 (木) ~12 月 24 日 (火)

(2) 交付方法

当法人のホームページからダウンロード

7. 応募資格の取り消しについて

応募事業者により以下の事由が発生した場合は、応募資格を取り消すことがある。

- (1) 審査・選定状況に関して照会・申し入れ・異議申し立てがあった場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 応募後に経営難に陥り契約の履行が困難な状況になった場合

8. 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案及び提出書類に不備があった業者の提案は無効とする。

9. 選定基準について

当法人及び施設が示す諸条件に対する業務の有効性と提出書類の社会的信頼性に基づいて次の各項を主な基準として選考する。

- (1) 委託料見積金額（税込み）
- (2) 委託事業実績
- (3) 衛生管理に関する対策
- (4) 職員配置体制
- (5) 食事内容（実食、食材、介護食等の加工技術）
- (6) 非常災害時の体制
- (7) 経費削減の考え方（省資源・省エネ対策含む）
- (8) 設備、備品の取り扱い方法
- (9) 独自の付加サービス、提案内容 等

10. 契約締結について

高齢者福祉施設等における給食委託業務業者選定結果により最優秀評価を得た事業者が、契約締結にあたり優先的交渉権を得る。

但し、応募資格の取消等でそれらの事業者と契約交渉が不成立となった場合は、選考結果が次点のものから順に繰り上げ契約交渉を行うものとする。なお、提案内容がそのまま契約内容とはならないこともあるので注意すること。

11. その他

選定結果については、選定した業者名・所在地のみを事業団玄関にて掲示する。なお、業者選定の内容に関しての点数・順位等には一切答えない。